

武力攻撃事態などにおいて、市が行う主な措置

警報・避難指示の伝達

武力攻撃事態などの発生により、国・県から、警報・避難指示が発令される。

警報（一例）
有事サイレン14秒
『警報が発令されました。地区が攻撃を受けています。屋内に避難してください。』

避難指示（一例）
『地区の住民のみなさんは、市学校体育館に避難してください。集合場所は、交通手段はです。市職員の誘導に従い速やかに避難してください』



市・消防・警察などにより、防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・携帯メールなどを利用して警報などを伝達
特に災害時要援護者()への伝達に配慮

住民へ伝達

災害時要援護者：高齢者・障害者・乳幼児・外国人・病人・妊婦等で、自ら避難することに困難又は障害がある方のことです。

避難誘導

市が作成する「避難実施要領」に基づき、住民を避難誘導

「避難実施要領」の内容
・一時集合場所
・集合時刻
・避難先
・避難の手段・経路
・災害時要援護者への対応
・食料等の支援
・その他

市・消防・県・警察・海上保安部・自衛隊などにより住民を避難誘導

避難手段は、市の指示により、徒歩・自動車・船舶・公共交通機関（電車・バス等）など

・特に災害時要援護者の避難誘導に配慮
・市の地域特性に配慮

指定された避難先へ

館山市外へ避難することもあります。



退避の指示など

退避の指示（一例）
国からの避難指示を待ついとまがない場合
『地区の住民の皆様は堅牢な建物内に一時退避してください』

警戒区域の設定
武力攻撃災害による危険を避けるため、立入制限区域を設ける。



救援措置

避難施設の設置

食品・飲料水・生活必需品の提供

医療の提供

災害時要援護者には特に配慮

その他

